

答申第 503 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 9月11日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「平成○年○月○日付け提出の市長ホットライン（以下、「本件通報」という。）の取扱いについて、同年○月○日付け起案文書に加え、当方から何らの問い合わせ等がないにも拘らず、平成○年○月○日付け起案文書（以下、「追加起案文書」という。）がある理由の分かるもの」に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同年 9月24日、実施機関は、本件開示請求に対して、「平成○年○月○日付け提出の市長ホットラインに係る平成○年○月○日付け起案文書」（以下、「本件行政文書」という。）を特定したうえで、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第20条第 1項第 7号に該当

開示請求のあった文書に記載されている情報のうち、指示の内容及び対応状況については、開示することにより、市長ホットラインに係る事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 同年11月 4日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を全て特定して、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張して

いる異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が嘘に固められた窓口説明を市民に行って、平然としている態度は非常に問題である。
- (2) 当時の実施機関の職員の不正を、組織ぐるみで隠蔽しようとしているのではないか。
- (3) 市長自ら指示して、実施機関が組織的な不作為及び隠蔽を止め、開示対象となる文書等の特定を行い、適正に開示すべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る保有個人情報の特定について

- (1) 本件請求文書は、本件通報に係る取扱いについて、平成〇年〇月〇日付け起案文書に加え、追加起案文書がある理由の分かる保有個人情報である。
- (2) 本件通報に係る追加起案文書は、上記開示請求の趣旨を満たす内容を含んでおり、これを本件開示請求に係る保有個人情報として特定したものである。
- (3) (2)で特定した行政文書以外に本件開示請求の趣旨を満たす文書は作成又は取得していないことから、文書特定に誤りはなく、本件開示請求の趣旨を満たす行政文書は全て開示している。

2 非開示情報該当性について

- (1) 市長ホットラインとは、本市の業務に係る法令違反その他不正な行為について、情報提供を求めるために設置されているものであり、市長ホットラインへの通報内容は、市長が直接確認するとともに、必要に応じて関係部署に送り、調査、対応等を行うこととなっている。
- (2) 本件開示請求に係る保有個人情報のうち、市長の指示の内容及び指示以降の対応（以下「市長の指示等」という。）については、これを明らかにすることにより、当該指示等が通報者の意に沿わない場合等に外部からの干渉、圧力等を受けることが懸念されるなど、市長及び調査、対応等を行う関係部署の事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、

条例第 20 条第 1 項第 7 号に掲げる非開示情報に該当するものと認められる。

(3) なお、市長ホットラインという通報制度について公正かつ適正な運用を確保することは、十分に法的保護に値するものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

以下の2点が争点となっている。

(1) 本件行政文書が、本件開示請求の趣旨を満たす行政文書として妥当か否か。また、本件行政文書以外に本件開示請求の趣旨を満たす行政文書が存在するか否か。

(2) 本件非開示情報が条例第20条第 1項第 7号に該当するか否か。

2 条例の主旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第

1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 市長ホットラインについて

実施機関に確認したところ、市長ホットラインについて、次の事項が確認できた。

(1) 市長ホットラインについて事務手続き等を定めた規程等は作成していない。

(2) 市長ホットラインの事務の流れは次のとおりである。

ア 市長ホットラインへの通報を受け付けると、総務局人材育成・コンプライアンス推進室（以下「推進室」という。）にて、内容の区分分けを行った後市長が閲覧し、受け付けた市長ホットラインに対する市長の指示が出され、その指示に基づいて、推進室において処理を行う。

イ 市長ホットラインに寄せられた情報であっても、内容に応じて、「市民の声」として区分される場合もある。

ウ 通常、「市民の声」として区分された場合、当該情報はスポーツ市民局広聴課（以下「広聴課」という。）へ送られる。

ただし、推進室が内容に応じて区分分けした後であっても、市長の指示を踏まえ対応するものであるため、推進室が「市民の声」として区分分けした市長ホットラインについて、すべて広聴課へ通知するという一律の対応が決まっているものではない。

エ また、広聴課に通知しない場合に、その理由を記載しなければならないとの規定はない。

4 本件請求情報について

本件請求情報は、追加起案文書が存在する理由が分かる情報を指すと考えられる。

5 本件文書の特定の妥当性及び本件文書以外の保有個人情報の存否

(1) 本件保有個人情報を見分したところ、本件保有個人情報には、追加起案文書が作成されるにいたる経緯が記載されていることが認められた。

(2) 以上のことから、本件保有個人情報、本件開示請求の趣旨を満たすものであるとすることができ、本件開示請求に対し本件保有個人情報を特定した実施機関の判断は妥当であると認められる。

(3) また、実施機関は、本件保有個人情報以外に本件開示請求の趣旨を満たす行政文書は作成又は取得していないと主張している。

(4) この点、異議申立人から、本件保有個人情報以外に本件開示請求の趣旨を満たす文書が存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、また当該行政文書の存在を推認させる具体的な事実も認められない。

(5) 以上のことから、本件開示請求に対する実施機関による保有個人情報の特定は妥当であると認められる。

6 条例第 20 条第 1 項第 7 号該当性

(1) 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示をすることにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

(2) 本件非開示情報は、実施機関が行う市長ホットラインの事務に関する情報であるから、本市の機関が行う事務に関する情報であると認められる。

(3) 本件非開示情報には、市長の指示等が含まれる。

(4) 市長ホットラインの、通報に係る対応について市長が直接指示を出すという特性や、本件開示請求がなされた当時から、市政や市長の方針等に批判的な者が市長の元に無理に押し掛けようとする事態が一定見られるようであることに鑑みると、市長の指示等を開示することにより、その内容に批判的な者が市長の元に押し掛け、実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる可能性を否定できない。

(5) また、実施機関が行う調査は強制力を伴うものではなく、事案の性質上調査の秘匿性が高く、また限られた調査体制であることなどを考慮す

ると、調査に際して関連部署の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に、事後であったとしても、調査結果が開示されることとなるとすれば、当該関連部署の職員が詳細を述べることを躊躇し、調査結果への記載も無難なものとなるおそれがあることは否定できない。

(6) 加えて、実施機関に確認したところ、市長の指示等を開示することにより、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知れる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまうことが懸念されるとの回答が得られた。

(7) 市長の指示等を開示することにより、そのような事態が生じるおそれがあることは否定できず、そのような事態が生じると、市長ホットラインに対する通報がなされたとしても通報対象事実の確認が困難となり、将来的に市長ホットライン自体が機能不全を起しかねない。

(8) 以上のことから、本件非開示情報は、条例第 20 条第 1 項第 7 号に該当すると認められる。

7 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年11月26日	諮問書の受理
12月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月25日	実施機関の弁明意見書を受理
平成28年 1月 5日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
1月15日	異議申立人の反論意見書を受理
令和 3年 6月25日 (第273回審議会)	調査審議
7月30日 (第274回審議会)	調査審議

8月27日 (第275回審議会)	調査審議
9月24日 (第276回審議会)	調査審議
10月22日 (第277回審議会)	不服申立人の意見を聴取 調査審議
11月26日 (第278回審議会)	調査審議
12月 7日	答申